

# 滋賀県からのお願い



## 被災建築物応急危険度判定士の登録をお願いします

### 被災建築物応急危険度判定とは

被災建築物応急危険度判定制度は、地震により被災した建築物を調査し、余震等による二次災害を防止して、住民の安全の確保を図ることを目的とした制度です。

市町が主体となり、県をはじめ全国の自治体等と連携のもと、地震発生後、応急危険度判定士を現地に派遣し、調査を行います。

### 被災建築物応急危険度判定士登録のお願い

大規模な災害が発生した場合、行政の職員だけでは対応が難しいことから、建築の専門知識を有する、民間建築士の皆様のご協力をお願いしております。

被災建築物応急危険度判定士の登録には、県で開催する講習会を受講していただき、登録の申請をしていただく必要があります。認定証の交付には、申請から約2か月を要します。

#### ○講習会の受講対象について

建築士（一級、二級、木造）の資格を有する方が対象です。

#### ○講習会の開催日について

開催日は県 HP にて公開します。

令和3年度は8月頃に2回開催を予定しております。



○被災建築物応急危険度判定実施の様子

お問い合わせ、申請書の提出、応急危険度判定士について

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県土木交通部建築課建築指導室 住まいの安全対策係

Tel:077-528-4262 (直通) Fax:077-528-4912

県 HP 応急危険度判定士関連ページは右の QR コードまたは「滋賀県 応急危険度判定士」で検索



※QR コードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。